

森林・林業人材交流活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、林業就業を希望する都市部等の若者に対して県内への移住と県内林業事業体等への就労を図ること及び森林整備ボランティア活動等を通じた地元住民との交流による山村集落の活性化を図るため、林業事業体等に対して雇用促進のための就業体験実施に要する経費や森林整備ボランティア活動等の受入に要する経費について森林・林業人材交流活性化支援事業補助金(以下「補助金」という。)を事業者へ交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 本補助金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。), 経費, 事業実施主体及び補助率は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭25年法律第226号)に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 交付対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 県税納税証明書(申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの。)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業の内容の変更又は補助金交付決定額を増額する場合においては、

別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表第2に掲げる重要な変更以外の変更にあつては、この限りでない。

- (2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1)によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業完了報告)

第5 補助金の交付を受けた者は、交付金事業完了後、当該事業完了年度内に第7の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第4号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
 - (2) その他知事が必要と認める図書類
- 2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当り、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払いにより交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、第6第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第9 事業実施主体は、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、その提出部数を各2部とする。

2 前項の規定による書類を提出する場合において、所轄する地方振興事務所長を経由するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年11月25日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、平成29年10月20日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

3 この要綱は、令和2年4月23日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

4 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1

事業種目	事業内容	事業実施主体	事業実施主体の要件
森林・林業人材交流活性化支援事業	事業者が行う以下の活動に要する経費 (1) 就業体験 (2) 森林整備・資源活用ボランティア受入整備	森林組合 林業事業者 NPO法人 その他知事が適当と認める組織団体	定款、規約、会則等を整備し、継続的な活動が行われていること。

別表第2

事業区分	補助対象経費	補助率	採択基準	重要な変更
就業体験	就業体験の実施に要する経費 (1) 技術者給 技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。 ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 (2) 旅費 技術者、アルバイト及び技能者の旅費とする。 (3) 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費、修繕料等とする。 (4) 役務費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料等とする。 (5) 委託料 資料作成、広告出稿料等の委託料とする。 (6) 保険料 就業体験者が加入する傷害保険等	定額	1 事業体当たりの補助金の上限を100万円までとする。	補助金交付決定額の増額 事業区分間の3割を超える配分額の変更
森林整備・資源活用ボランティア受入整備	森林整備・資源活用ボランティア受入に要する経費 (1) 技術者給 上記に準じる。 (2) 賃金 アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。 (3) 謝金 ボランティア活動に出席する指導者等の謝金とする。 (4) 旅費 技術者、アルバイト、技能者及びボランティア活動に出席する指導者等の旅費とする。 (4) 需用費 上記に準じる。 (5) 役務費 上記に準じる。 (6) 委託料 上記に準じる。 (7) 使用料及び賃借料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。 (8) 保険料 催事保険等加入に要する経費			

別紙1

森林・林業人材交流活性化支援事業（変更）計画（実績）書

1 全体計画（実績）

事業内容	実施量	事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	

注) 実施量には回数, 件数, 人数等を記入する。

2 各事業計画（実績）

(1) 就業体験の計画（実績）

実施時期	内 容	備 考

(2) 森林整備・資源活用ボランティア受入整備の計画（実績）

実施時期	内 容	備 考

(3) その他の計画 (実績)

実施時期	内 容	備 考
	※当該事業における活動について次年度以降の取組 予定を記載すること。	

(留意事項)

次年度以降の計画については、事業実施地域において今後、就業体験及び森林整備・資源活用ボランティア活動の両方を実施することにより中山間地域の活性化に関する計画を記入すること（他団体と協力することも可とする）。

別紙 2

収支（変更）予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
消費税及び 地方消費税		
計		

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

団体名

代表者氏名

印

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

(1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

(3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者